

外部有識者点検対象事業の選定について

令和 5 年 5 月 26 日
行政事業レビュー推進チーム**1. 令和 4 年度原子力規制委員会の政策体系**

- 令和 4 年 3 月 23 日に開催された原子力規制委員会において、令和 4 年度重点計画・政策体系を以下のとおりとすることが決定。
 - ・ 「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を令和 4 年度の政策目標（組織目標）とすること
 - ・ 上記政策目標を達成するため、以下 5 つの施策目標を実施すること
 - － 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - － 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
 - － 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
 - － 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
 - － 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
- 各施策目標を実施するための予算事業は別添 1 を参照。

2. 外部有識者点検対象事業の選定基準

- 行政事業レビュー実施要領（行政改革推進会議決定）においては、
 - ① 前年度に新規に開始した事業
 - ② 今年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たる事業（類似事業を継続する場合に限る）
 - ③ 成果指標が定性的に設定されている事業
 - ④ 過去 5 年間外部有識者による点検が未実施の事業などを外部有識者による点検を受けるべき事業とする旨を規定。
- また、公開プロセスについては、上記外部有識者点検対象事業の中から、EBPM 的観点から点検する必要があるもの、原則 1 億円以上の事業規模が大きいものなど、バランスに配慮した選定を行うものとする等を規定。

3. 点検対象事業の選定要領

- (1) 外部有識者点検対象事業
 - 上記 2. の①～④に該当する事業は別添 2 の 12 事業。
 - 当推進チームとしては、上記 12 事業を外部有識者点検対象事業として選定したい。
- (2) 公開プロセス対象事業
 - 公開プロセス対象事業については、例年、当推進チームが外部有識者点検対象事業

の中から4事業を候補として外部有識者にお示しし、そのご意見等も踏まえ、2事業を選定しているところ。

- 当推進チームとしては、事業規模等を考慮して、別添3の4事業の中から2事業を公開プロセス対象事業として選定したい。
- なお、公開プロセス対象事業以外の外部有識者点検対象事業については、公開プロセスとは別に外部有識者会合を開催して点検を受けるものとする。

4. 点検対象事業の最終決定

- 本日の会議における外部有識者のご意見等も踏まえ、当推進チームが外部有識者点検対象事業及び公開プロセス対象事業を選定する。
- 行政事業レビュー行動計画に基づき、本日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、対象事業の追加又は変更に係る外部有識者からの申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。
- なお、受け付けた申出について対応することができない場合には、その理由を当庁ホームページにおいて公表するものとする。